

# 高槻市一般廃棄物処理基本計画の概要

平成27年12月

高 槻 市



# 高槻市一般廃棄物処理基本計画の概要

高槻市一般廃棄物処理基本計画策定の背景	1
ごみ処理の現状と計画の視点	2
基本理念	8
計画の基本方向	9
ごみ減量目標及び将来フレーム	9
ごみ処理基本計画の基本施策	13
生活排水処理基本計画	21
計画推進に向けて	23

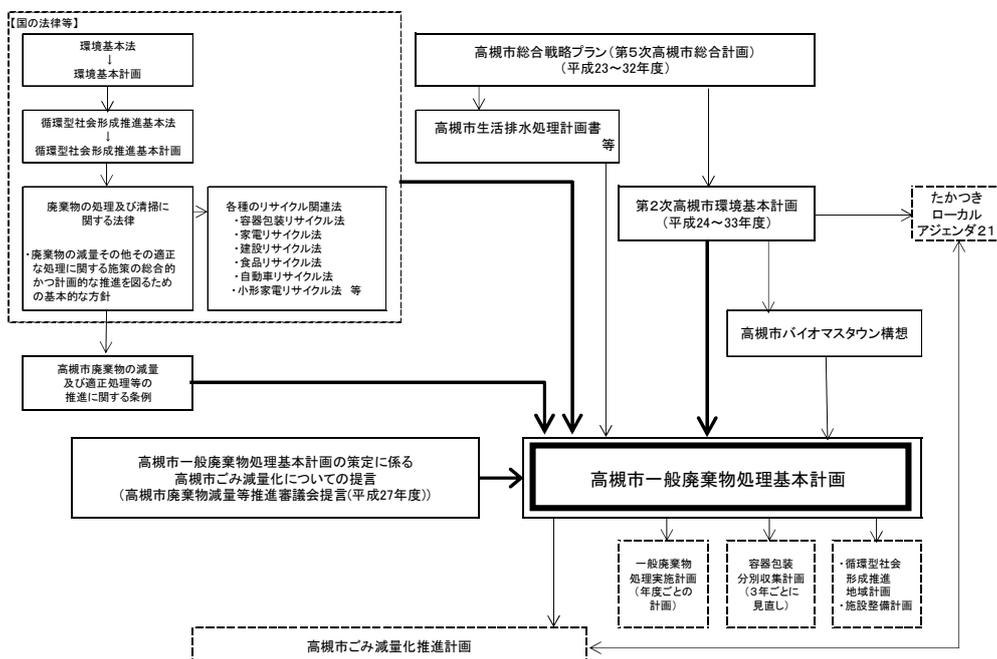
## 高槻市一般廃棄物処理基本計画策定の背景

本市では、平成4年12月に「高槻市におけるごみ減量・再資源化システムと推進に関する最終提言（愛称サンプラン）」を取りまとめるとともに、平成15年1月に「市民・事業者・行政が協働し、地球環境にやさしいエコシティたかつきを実現する」を基本理念とした、高槻市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、平成20年3月に高槻市一般廃棄物処理基本計画を改定し、同計画に基づき本市ではごみ減量施策等一般廃棄物に関する各種施策を推進してきました。この結果、同計画に掲げた減量目標についてはおおむね達成し、ごみ排出量についても大きく削減することができました。また、同計画で重点課題であった高槻クリーンセンター第一工場については、平成27年3月から、施設規模150t/日の更新事業に着手しています。

同計画は平成27年度が最終目標年度であり、今年度において、最近の社会経済の動向、法制度の改正や新たな制定、市民のライフスタイルや意識の変化等を踏まえ、平成28年度から37年度を計画期間とする高槻市一般廃棄物処理基本計画を新たに策定しました。

一般廃棄物処理基本計画の位置づけを図1に示しています。

図1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



## ごみ処理の現状と計画の視点

### ごみ処理の現状

高槻クリーンセンターに搬入されているごみの量の推移を図2に示しました。本市のごみ排出量は平成13年度には17万7千tとピークをむかえましたが、平成14年度以降は減少傾向を示し、特に、事業系ごみが平成20年度の7万3千tから22年度には3万9千tと大きく減少したことにより、平成26年度では総ごみ排出量は10万8千tとなっています。

このようにごみ排出量は現行一般廃棄物処理基本計画を改定した平成20年度以降大きく減少しています。しかし、表1に示すように、本市のごみ排出量、リサイクル率、資源化量、焼却処理量等を、市民1人1日当たりの排出量で見ると大阪府内の人口10万人以上の22市の中でほぼ中間に位置し、さらに一層ごみ減量に努める必要があります。また、一般廃棄物処理基本計画で設定している平成26年度の減量目標値達成状況を表2に示しています。発生抑制後のごみ排出量、焼却処理量については、目標を達成しています。しかし、環境省の定義により算定した高槻市一般廃棄物処理基本計画（改定）のリサイクル率は目標を達成しているものの、事業系ごみを含めたリサイクル率については目標を達成できていません。

なお、現在、市で実施しているごみ減量・リサイクル等の事業を表3に示しています。また、ごみの焼却・破砕の処理は、高槻クリーンセンターで行っており、焼却の時に生じる熱エネルギーは、発電設備や温水プールで利用しています。

図2 前島クリーンセンターに搬入されるごみ量の推移

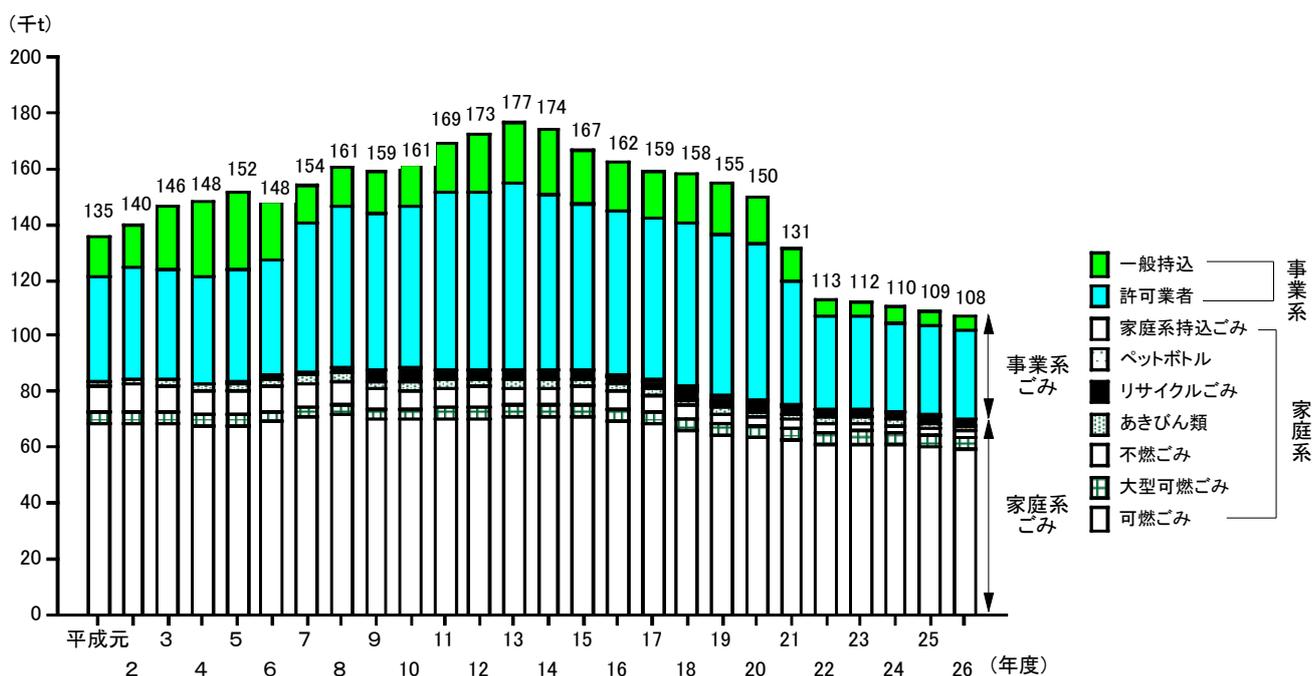


図3 1人1日当たりの家庭系ごみ量及び1日当たりの事業系ごみ量

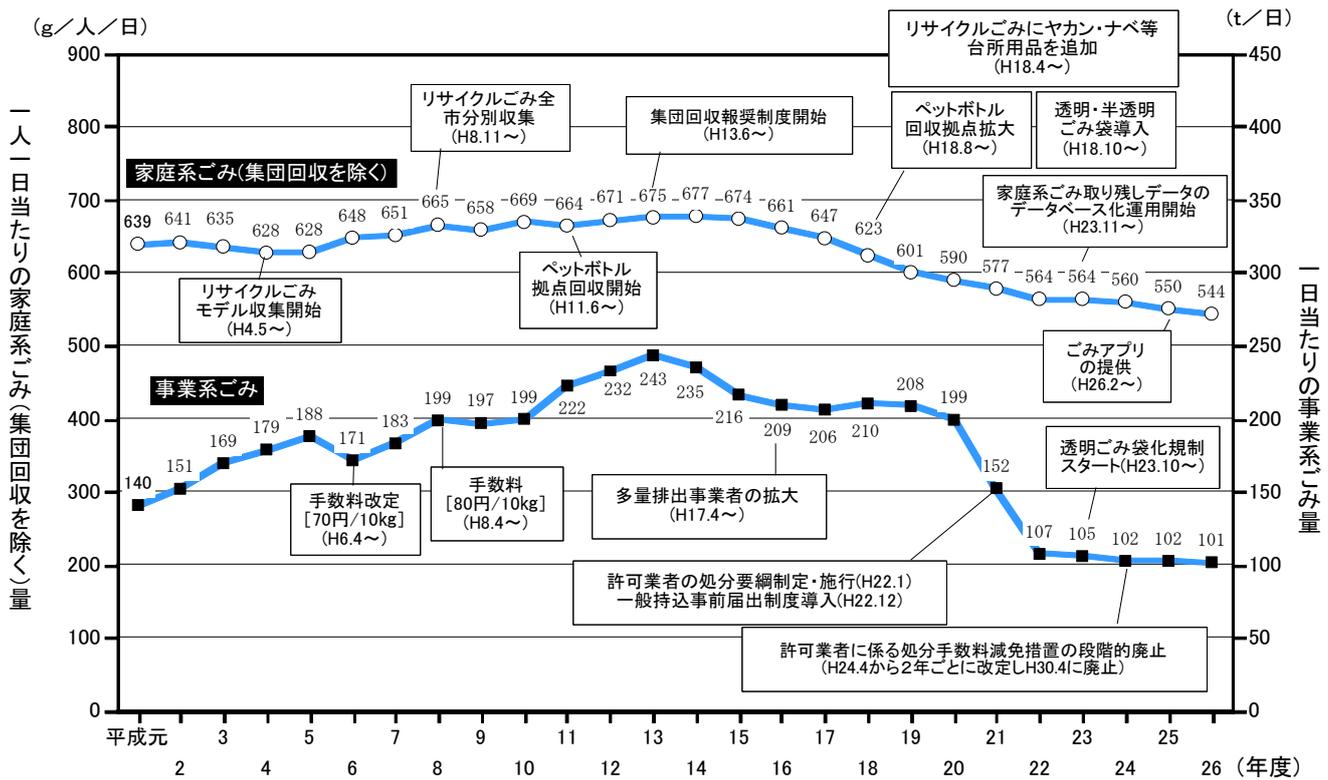


表1 高槻市のごみ排出量、リサイクル率、焼却処理量等（平成25年度）

	(g/人/日)			リサイクル率 (*2)	資源化量 (*3)	焼却処理量	最終処分量
	総ごみ排出量	生活系ごみ排出量(*1)	事業系ごみ排出量				
高槻市	836.4 (12位)	550.3 (11位)	286.1 (12位)	13.2% (16位)	121.9 (14位)	799.7 (12位)	91.6 (5位)
22市平均(*4)	958.4	522.2	436.2	13.8%	135.1	903.2	133.5
1位 (枚方市)	726.4	—	—	24.1% (河内長野市)	210.4 (河内長野市)	661.4 (枚方市)	39.8 (吹田市)
2位 (河内長野市)	760.5	—	—	21.8% (枚方市)	190.7 (寝屋川市)	668.3 (守口市)	55.6 (茨木市)
3位 (松原市)	776.3	—	—	21.5% (守口市)	186.2 (枚方市)	672.2 (河内長野市)	74.7 (守口市)

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

- \*1 生活系ごみ排出量は家庭から排出された（直接搬入含む）、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを合わせた量であるが、集団回収量は含みません。
- \*2  $\text{リサイクル率} = \frac{\{\text{直接資源化量（施設を介さず直接古紙問屋等へ搬入し資源化 0.0 t）} + \text{中間処理後再生利用量（破碎施設等による鉄回収等 4.3 千 t）} + \text{集団回収量（11.5 千 t）}\}}{\{\text{ごみの総処理量（108.9 千 t）} + \text{集団回収量（11.5 千 t）}\}} \times 100 = 13.2\%$  であり、環境省一般廃棄物処理実態調査の定義によるリサイクル率です。
- \*3  $\text{資源化量} = \text{直接資源化量（0.0 千 t）} + \text{中間処理後再生利用量（4.3 千 t）} + \text{集団回収量（11.5 千 t）}$  ※（ ）内は高槻市の値です。また、リサイクル率、資源化量とも、灰溶融処理量のウエートが高い市は1～3位から除いています。
- \*4 22市平均とは、大阪府内人口10万人以上の22市の平均です。

表2 目標値（平成26年度）の達成状況

	平成26年度		達成状況
	目標	実績値	
発生抑制後の排出量（*2）	175千t	128千t	○
リサイクル率（*3）	21.3%	19.2%	×
焼却処理量	139千t	103千t	○

（備考）

\*1 上表中の実績値の数値は本編図1-12を参照。下記式中の数値は平成26年度実績値であり、同じく本編図1-12を参照のこと。

\*2 発生抑制後の排出量＝ごみ収集量（家庭系ごみ70.5千t＋事業系ごみ（33.3千t）＋多量排出事業所ごみ排出量（3.7千t）＋生ごみディスポーザー投入量（0.4千t）＋家庭での生ごみ堆肥化量（0.4千t）＋集団回収量（11.6千t）＋家庭での生ごみ堆肥化量（0.4千t）＋庁内古紙資源化量（0.2千t）＋多量排出事業所資源化量（7.6千t）＋学校での堆肥化量（0.0千t）

\*3 リサイクル率＝{市による資源化量（収集ベース4.4千t）＋集団回収量（11.6千t）＋家庭での生ごみ堆肥化量（0.4千t）＋庁内古紙資源化量（0.2千t）＋多量排出事業所資源化量（7.6千t）＋学校での堆肥化量（0.0千t）＋破砕後回収鉄（0.3千t）} ÷ {家庭系ごみ発生量（83.0千t）＋事業系ごみ発生量（44.7千t）} × 100であり、高槻市一般廃棄物処理基本計画（平成20年3月改定）の定義によるリサイクル率です。

※多量排出事業所に係る数値は平成25年度実績値

表3 高槻市のごみ減量・リサイクル等の取り組み

事業	内容	実績等	開始時期	
啓発	教育用参考資料の配布	小学校4年生を対象とし、学校や家庭でもごみの減量化やリサイクルの推進、地球にやさしい生活スタイルへの転換を学習・啓発できる冊子として、教育用参考資料を作成している。	市内の小学校4年生全員に毎年配布	平成5年度
	ごみ処理施設見学	電話で見学希望すればごみ処理施設の見学が可能である。	平成26年度 ：一般見学者数 152人 小学4年生数 3,325人 幼稚園児数 126人	平成17年度
	職員出前講座の実施	市内に在住・在勤・在学している人で10人以上参加できるグループを対象に年末、年始を除く午前9:00～午後9:00(ただし水曜日の午後5時以降を除く)の時間帯で30分～90分程度で、健康・福祉、経済、環境分野等の出前講座を実施している。	平成26年度 ：出前講座総件数3件 うち、環境分野3件	平成17年度
	廃棄物減量等推進員制度	行政と地域住民との連携を深めることを目的とし、従来の衛生委員制度を発展改組した制度である。自治会からの推薦を受け、市長が委嘱する廃棄物減量等推進員に対して、全体研修会等を実施している。	平成26年度：自治会402名	平成6年度
	高槻市環境保全活動功労者等の表彰	平成4年から、ごみ減量・リサイクル等に積極的に活動されている市民・団体・事業所を対象に感謝状と記念品を贈呈している。なお、平成15年度から、表彰対象を地域の環境保全、環境美化に広め要綱改正を行った。	平成26年度：1団体 3事業所 累積：18個人 89団体 44事業所	平成4年度
	家庭系ごみ取り残し啓発ステッカーの貼付	分別排出ルール違反ごみのごみ袋へ取り残し啓発ステッカーを貼付しごみ集積所に取り残し、排出者へ分別排出の注意を喚起する。	平成26年度：46,880枚貼付	平成22年度
	高槻市ごみアプリの提供	「ごみの分け方・出し方の解説」、「収集日にごみを出し忘れることがないように知らせてくれるアラーム機能」、「ごみの収集日がわかるカレンダー機能」等の情報をスマートフォンで市民に提供	—	平成25年度
市民・地域の ごみ減量活動への 支援	多量排出事業者への減量化指導	事業用建物の延べ床面積が3,000㎡以上または日量250kg以上(平成17年度に300kg以上から250kg以上へ変更)の事業系一般廃棄物を排出する事業所に対して、市条例で廃棄物減量等計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を求め、事業系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進を指導している。廃棄物管理責任者に対しては、減量化研修会を高槻クリーンセンターと共催で実施した。	平成26年度：59社	平成6年度
	生ごみ減量化事業	生ごみの減量化を進めるために、コンポスト容器(屋外用)とぼかし肥(屋内用)の普及事業を行っている。 ぼかし肥モニターのOBを中心とした自主的なサークルが結成されており、生ごみ堆肥を活用して花や野菜作りに取り組んでいる。 コンポスト容器利用者に対しては、効果的な活用法等の使い方講習会を開催している。	[コンポスト容器] 平成26年度：50世帯 累積：9,376世帯 [ぼかし肥] 平成26年度：50世帯 累積：3,506世帯 [講習会] 平成26年度：34名参加	昭和63年度(屋外用) 平成6年度(屋内用)
	集団回収奨励金制度	集団回収に取り組む市民団体に、奨励金を交付している。 交付対象は、定期的に集団回収を行っている非営利団体である。 対象品目は、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙バック、古布類、空き缶類である。 回収奨励金額は回収量に応じ、1月から12月分の回収量に対して交付する。 平成24年度に集団回収奨励金について要綱を改正した。 年間回収量1トン未満…回収量×5円/kg(上限5,000円) 1トン以上…回収量×0.5円/kg(上限160,000円)	平成26年度 実施団体数：576団体 奨励金合計：1150万円 回収量：11,627トン	平成13年度
リサイクルの 実践	木質バイオマスエネルギー利用	(財)高槻市緑化森林公社が、資源循環の観点から公園樹木や街路樹の剪定枝をチップや養土・木質ペレット化を行っていることに、市として事業支援を行っている。	平成26年度 剪定枝2,936m3から チップ約1,174.4m3・ リサイクル養土80m3・ 木質ペレット4.5t	平成7年度
	透明・半透明ごみ袋導入	○中身が見えるということが分別意識の向上やものを捨てることへの抑制によるごみ量の減少 ○分別が進むことによる焼却炉負担の軽減と燃焼効率の向上 ○可燃性の高い液体や使い残しのあるガスボンベ等の混入が原因の車両火災事故防止 ○刃物・割れたガラス等の鋭利なものによる収集作業員のケガの防止 等の観点から家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集に透明・半透明のごみ袋を導入した。	—	平成18年度 導入(家庭・事業系とも) 平成22年度 事業系義務化 平成23年度 事業系規制スタート
	リサイクルごみの分別収集	市内全域で、月2回、リサイクルごみの収集を行っている。 回収対象物は、①古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙バック、チラシ、包装紙類)、②古布・古着類、③空き缶類、④台所用品(ナベ・ヤカン類)⑤あきびんである。 回収後は、民間委託で再資源化している。	平成26年度：4,261トン(収集量)	平成8年度
庁内の 取り組み	ペットボトルの店頭回収	スーパーマーケットやデパート等の店頭で、ペットボトルの回収を行っている。平成18年度には、ペットボトルの回収拠点をスーパー等の店舗以外に、酒の小売店も拠点とし、拡大をはかった。回収したペットボトルは高槻クリーンセンターで選別・圧縮した後、民間事業者の中間処理を経て、再商品化されている。	平成26年度 回収量：95トン 回収拠点：20カ所	平成11年度
	庁内での古紙回収・再資源化	平成元年度から庁内で排出する事務用紙等の古紙の分別回収を実施している。また、平成3年度からは機密文書等の溶解処理を実施していたが、平成24年度からは破碎処理に変更している。	平成26年度：159トン	平成元年度
	庁内のごみ減量化のための組織	平成12年12月に「たかつきエコオフィスプラン」を策定し、廃棄物量の抑制、紙使用量削減等に関する目標を設定し、削減に努めている。	—	平成12年度
学校給食残滓等処理事業	学校給食から発生する給食残滓等を生ごみ堆肥化装置で堆肥化することで、ごみの減量化を図る。できた堆肥を学校学習田や農地等へ活用することで、良好な資源の循環を図っている。	平成26年度：11小学校 堆肥化量6t	平成12年度	

## ごみ処理・ごみ減量に関する基本的課題

一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本的課題を整理しました。

### ① リサイクル率を向上

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、市や事業者はリサイクルの手段を市民に提供し、家庭や地域では排出ルールを守るとともに、集団回収に参加する等資源の回収に協力し、一方、事業者も事業活動から排出されるごみのリサイクルに努め、リサイクル率の向上を図ることが重要な課題として挙げられます。

#### (主な基本的課題)

##### ◆家庭系ごみ

市民の年代に応じた情報提供、廃棄物減量等推進員との連携強化、集団回収の育成、分別収集品目の拡大(ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別収集の検討等)、市民の資源としての雑がみの認知度の向上、小型家電の回収、市認定指定ごみ袋の導入(市民を適正な分別排出へ誘導)

##### ◆事業系ごみ

高槻クリーンセンターにおける事前申込制や展開検査の充実、食品リサイクル法に基づく厨芥類の資源化の促進、小規模事業所への古紙等資源の分別排出の浸透と回収の仕組みづくり

### ② 2 R 活動の活発化

リサイクル(再生利用)に加えて、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の2 R 活動も市内で活発に展開される必要があります。

#### (主な基本的課題)

##### ◆家庭系ごみ

環境学習・環境教育の充実、ごみ減量に取り組む市民グループの育成、食べ残しや手つかず食品等の食品ロス排出量の削減

##### ◆事業系ごみ

排出者責任の浸透による産業廃棄物の搬入抑制、食べ残し・売れ残り食品等食品ロス排出量の削減

### ③ 3 R 活動の活発化のための支援の充実とコーディネータ機能を発揮

市は市民や事業者により、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3 R 活動が市内で活発に展開されるよう、情報提供、環境教育・学習の充実、種々の3 R の取り組みへ支援に努め、さらに、市民、自治会、市民グループ、関係事業者が協働して取り組めるようにコーディネータ機能を発揮することが望まれます。

### ④ 三者の協働体制の確立

深刻化する地球環境の悪化を防止、すなわち、地球温暖化防止のためには、焼却処理はもとよりエネルギーを多量に消費するリサイクルより、できる限りごみを発生させない2 R (発生抑制、再使用)を最優先に取り組んでいくことが重要です。この2 R に取

り組むためには、レジ袋の削減を例にあげても分かるように、買い物袋を持参する市民、レジ袋の有料化や買い物袋の持参を呼びかける事業者（販売店）、買い物袋持参の環境への貢献度を知らせる市のように、三者の協働体制の確立が必要不可欠です。

### ⑤循環型処理システムの計画的な整備

高槻クリーンセンター第一工場については、現在更新事業に着手しています。一方で第二工場が稼働後30年を一般廃棄物処理基本計画の計画期間内にむかえることもあり、焼却処理量の削減動向を見据え、第二工場の次期基幹的整備の方針を検討する必要があります。また、リサイクル推進のためには細分別収集の実施が必要ですが、収集・処理費用もかさむため効果的・効率的な細分別収集方式の検討も重要です。

## ごみ処理基本計画策定の考え方

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の取り扱いについての優先順位を右記のように定めています。まず、ごみをつくらないこと、次に、梱包資材や部品等を再び使うこと、資源として再生することが重要です。

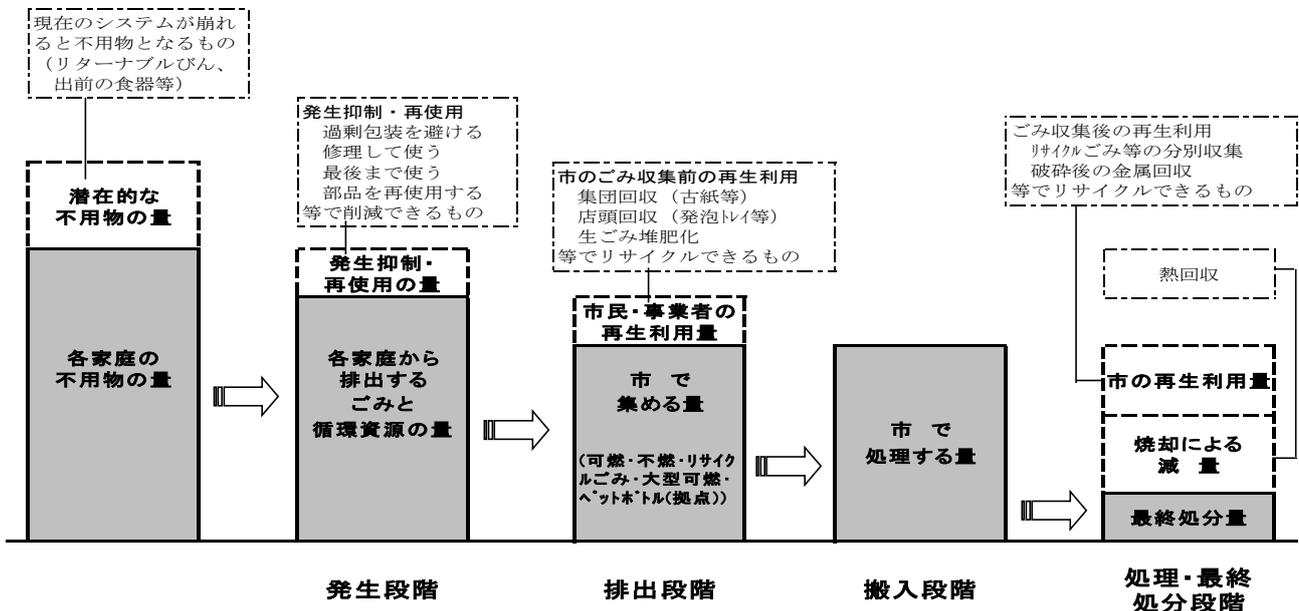
### 廃棄物処理の優先順位

- ①発生抑制
- ↓
- ②再使用
- ↓
- ③再生利用  
(リサイクル)
- ↓
- ④熱回収
- ↓
- ⑤適正処分

本計画でも、この順位によって方針を決めるものとします。図4は、家庭系ごみの減量化方策の概念図です。事業系ごみについても、これに準じたものになります。発生抑制の段階での取り組みを徹底すれば、その後の段階のごみ量も大きく減ることになります。

本計画は、また、排出者責任及び拡大生産者責任が果たされる仕組みづくりの推進もめざしています。

図4 家庭系ごみの流れの段階別に見た減量化方策とごみ量の概念図



## 基本理念

ごみを大量に処理することで生じている、地球温暖化等の環境負荷は、もはや、無視できないものとなっています。地球環境問題の解決、地域環境の改善のために、また、未来に生きる人々に緑豊かな地球と高槻市を引き渡すことができるように、今を生きる私たちができること、しなければならないことを、確実に果たさなければなりません。地球環境に与える負荷を低減し、環境保全に貢献できる循環型社会の構築をめざした取り組みの推進が、私たち自身に課せられています。

平成27年8月5日に答申された今回の提言では、ごみ減量化を推進するため私たちがしなければならないこととして、以下の6項目の実行を求めています。

### 【高槻市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る高槻市ごみ減量化についての提言より】

- ①家庭系・事業系ごみを問わず、ごみの排出者の責任・自己管理責任の明確化を基本とした減量化行動の実践をめざします。
- ②循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」であるとの認識の元に、高槻市においても、循環型社会の構築に貢献することをめざします。
- ③廃棄物を適正に処理するためには、施設整備をはじめとして、運転管理・公害防止のため等に膨大な費用がかかっています。さらに、焼却処理による二酸化炭素等の温室効果ガスの発生や最終処分場の確保による自然環境の喪失等、処理・処分は環境に多大な影響を与えています。そこで、市民の財産ともいべき高槻クリーンセンターの延命化と適切な運転管理によりごみ処理に要する費用を削減するとともに、環境負荷を極力低減するため、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進による焼却処理量の削減を基本とするとともに、最終処分量もできる限り削減することをめざします。
- ④廃棄物減量化に係る市民、自治会、市民グループ等の市民団体、事業者、市の連携、協働に基づいたごみ減量の取り組みの拡大をめざします。
- ⑤高槻市環境基本計画の趣旨や国・府の循環型社会構築の方向性と整合性のあるごみ減量の取り組みの展開をめざします。
- ⑥ごみ減量を推進し循環型社会を形成するためには、多くの市民や事業者にごみ減量の取り組みに参加し、ごみ減量行動を実践してもらう必要があります。このためには、ごみが発生する原因と減量するための方法、リサイクルや適正処理の流れと問題点等市民や事業者が自発的にごみ減量行動を実践していく動機付けとなる情報提供、行動実践の呼びかけ、ごみ減量活動グループの育成、市民と事業者との連携強化等を充実していくことが重要です。そのため、収集体制や施設の充実とともに、情報提供・啓発活動等を拡充するための予算や体制の充実をめざします。

## ==== 計画の基本方向 =====

基本理念に沿って、次の5つの柱を定めます。これらの柱のそれぞれについて、基本施策を実施します。

### I 発生抑制行動の浸透とパートナーシップによる取組体制の確立

ごみの発生抑制につながる生活や事業活動の行動を市民・事業者に浸透させるため、啓発・情報交流や環境学習の推進、市民・事業者・行政の三者で取り組む体制の確立を進めます。

### II 市民との協働によるリサイクルシステムの確立

リサイクルの仕組みを充実し、市民が参加しやすい多様なリサイクルの方法を提供するとともに、事業者による使い終わった商品や容器包装のリサイクルの仕組みづくりを誘導します。集団回収等の取り組みを推進し、また、ごみ排出のルールを守るために、地域でごみ排出についての自治を確立します。リサイクルを進めるだけでなく、リサイクルの結果としてつくられる、再生品の使用の啓発を行い、循環を完結させます。

### III 排出者責任の確立による事業系ごみ減量化の推進

事業所が排出するごみの管理を自ら行うことで、ごみ減量化が進むように、啓発や指導を進め、排出ルールの徹底を行い、リサイクルの仕組みづくりを支援します。搬入されるごみの監視を強化し、適正な排出が行われるように誘導します。

市役所も事業所として、ごみ減量化に率先して取り組みます。

### IV 循環型処理システムの計画的な整備

リサイクルや適正処理等の促進、また、高齢化社会への対応等、時代の要請に応じて収集・運搬のシステムの拡充を図ります。

高槻クリーンセンター第一工場については、現在更新事業に着手していますが、超長期の目標として、低炭素社会の実現に寄与できる循環型処理システムの計画的な整備をめざします。

### V 美しいまちづくりの推進

平成18年4月に「高槻市まちの美化を推進する条例」を施行しました。今後もこの条例をもとに、美しいまちづくりを推進するとともに、不法投棄を監視する仕組みづくりを進めます。

## ==== ごみ減量目標及び将来フレーム =====

本計画の最終目標年度（平成37年度）における市受入量、リサイクル率、焼却処理量の目標値を以下のように定めました。減量目標が達成された場合の焼却処理量、最終処分量の推移を図5に示しています。

**目標Ⅰ.【市受入量】 108千tから10%以上削減し、最終目標年度に95千t**

焼却処理量削減目標を達成するため、市民や事業者に2R（発生抑制・再使用）行動を浸透するとともに、家庭・地域、事業所における民間レベルの資源化の取り組みの活発化を促し、市の処理施設での受入量を基準年度（平成26年度）の108千tから10%以上削減し、最終目標年度（平成37年度）に95千tとします。

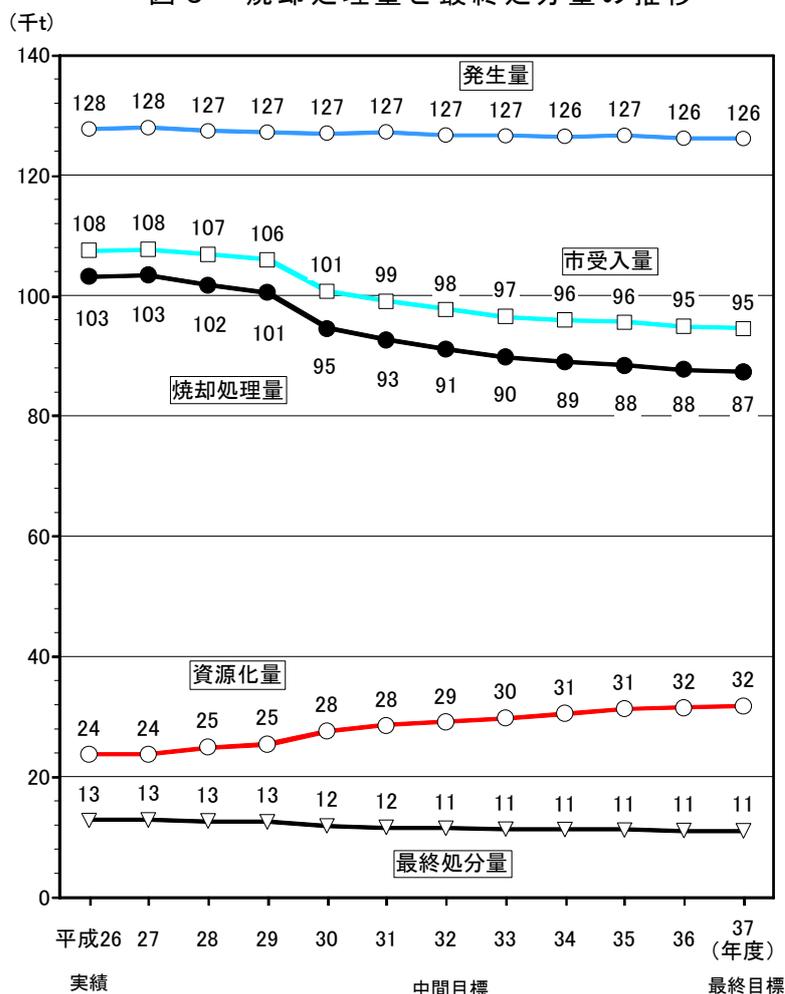
**目標Ⅱ.【リサイクル率】 19%から最終目標年度に27%へ高める**

焼却処理するごみを削減するため、家庭・地域、事業所における民間レベルの資源化の取り組みを活発化するとともに、市による資源系ごみの分別収集を拡充し、リサイクル率を基準年度（平成26年度）の19%から最終目標年度（平成37年度）に27%へ高めます。

**目標Ⅲ.【焼却処理量】 103千tから15%削減し、最終目標年度に87千t**

2R（発生抑制・再使用）行動を浸透し、資源化を推進することにより、焼却処理量を基準年度（平成26年度）の103千tから15%削減し、最終目標年度（平成37年度）に87千tとします。

図5 焼却処理量と最終処分量の推移



## 減量化に向けた工程

### (1) 新たに家庭系ごみを9千t減量化するための工程

家庭系ごみの減量化量の最終目標年度における減量目標は約25千t（発生抑制量約4千t＋資源化量約21千t）です。平成26年度の減量化量の実績が約16千tですので新たに減量化する目標は約9千tです。

この実現に向けて、市民・事業者・行政の各々の責任の明確化と三者の連携・協働による以下のごみ減量化の取り組みを推進します。

#### ■ 2R（発生抑制・再使用）

以下の施策の導入・拡充により最終目標年度である平成37年度に、家庭系ごみ発生予測量に対して概ね6%の削減（新たに約4千t）をめざします。

- ①環境学習・環境教育の充実
- ②ごみ減量に取り組む市民グループの育成
- ③食べ残しや手つかず食品等の食品ロス排出量の削減 等

#### ■ リサイクル（再生利用）

以下の施策の導入・拡充により市民の分別協力率（分別参加率と分別排出率の積）を表4に示すように高め、最終目標年度に家庭系ごみ発生抑制後の排出量に対して概ね29%のリサイクル率の達成（新たに約5千tの資源化量の増加）をめざします。

- ①市民の年代に応じた情報提供
- ②廃棄物減量等推進員との連携強化
- ③集団回収の育成
- ④分別収集品目の拡大（ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別収集の検討等）、市民の資源としての雑がみの認知度の向上、小型家電の回収
- ⑤市認定指定ごみ袋の導入（市民を適正な分別排出へ誘導） 等

表4 新たに家庭系ごみを9千t減量化するための市民の発生抑制率と分別協力率

		平成26年度	最終 目標年度	
2R行動の浸透(家庭系ごみ全体からの発生抑制率)		0%	6%	
分別等による リサイクル の実践	古紙類	新聞紙＋折り込み広告	88%	90%
		書籍類・雑誌	84%	85%
		段ボール	79%	85%
		飲料水紙パック(アルミコーティング無し)	7%	15%
	雑がみ(紙製容器包装、葉書、パンフレット、ダイレクトメール等)	0.1%	80%	
	ペットボトル(飲料水・醤油等)	14%	80%	
	繊維類(衣服)	51%	60%	
	ガラス類(びん)	88%	90%	
	金属類(缶、小型金属製品)	76%	80%	
	厨芥類(食品残渣)	1.8%	2.5%	
市民1人1日あたりのごみ排出量 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型可燃ごみの処理されるごみの収集量)		508g/人/日	404g/人/日	

## (2) 新たに事業系ごみを5千t減量化するための工程

事業系ごみの減量化量の最終目標年度における減量目標は約12千tです。(発生抑制量約2千t+資源化量約10千t)です。平成26年度の減量化量の実績が約8千tです。ですので新たに減量化する目標は約5千t(\*1)です。

この実現に向けて、排出事業者の排出者責任の明確化やごみ減量化の取り組みへの支援等の以下の取り組みを推進します。

### ■ 2R (発生抑制・再使用)

以下の施策の導入・拡充により、最終目標年度に事業系ごみ発生予測量に対して概ね5%の削減(新たに約2千t)をめざします。

- ① 排出者責任の浸透による産業廃棄物の搬入抑制
- ② 食べ残し・売れ残り食品等食品ロス排出量の削減 等

### ■ リサイクル (再生利用)

以下の施策の導入・拡充により、最終目標年度に事業系ごみ発生抑制後の排出量に対して概ね23%のリサイクル率の達成(新たに約3千t(\*2))をめざします。

- ① 高槻クリーンセンターにおける事前申込制や展開検査の充実
- ② 食品リサイクル法に基づく厨芥類の資源化の促進
- ③ 小規模事業所への古紙等資源の分別排出の浸透と回収の仕組みづくり等

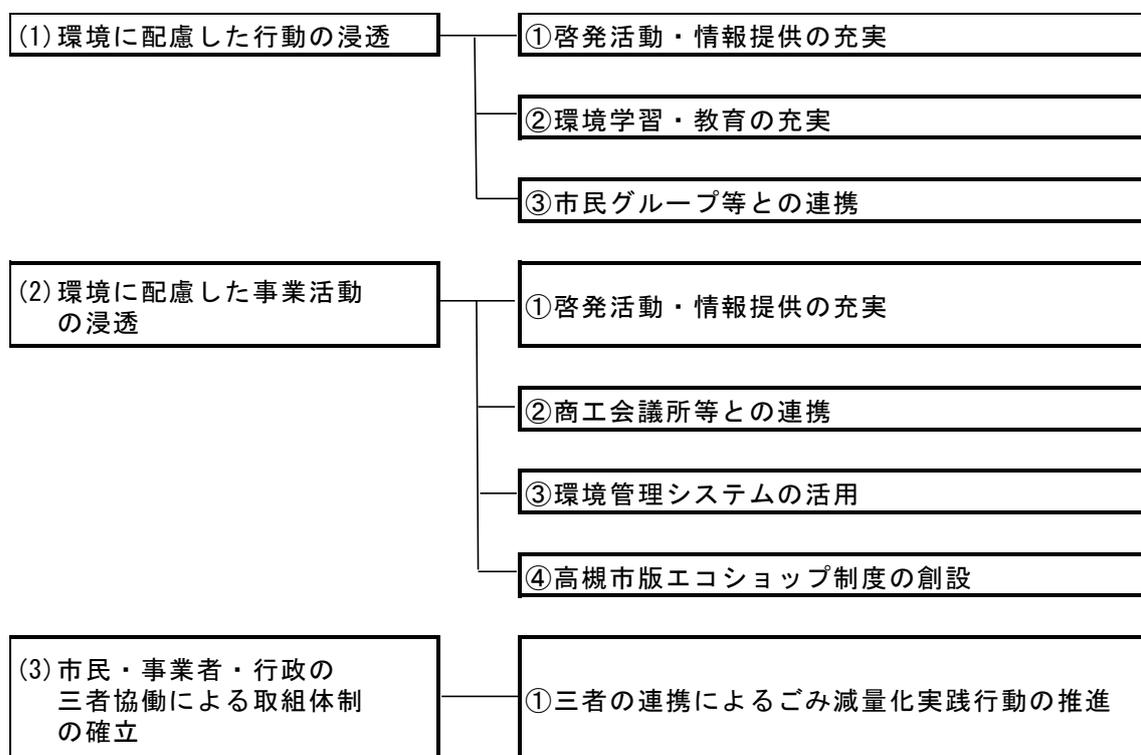
注) \*1 : 新たな減量化量は、平成37最終目標年度=発生抑制量(2,232t)+資源化量(10,408t)=12,640tと平成26年度実績=発生抑制量(0t)+資源化量(7,725t)=7,725tの差から4,915tととなり約5千tと表示しています。

\*2 : リサイクルの新たな減量化量は、平成37最終目標年度=資源化量(10,408t)と平成26年度実績=資源化量(7,725t)の差から2,683tととなり約3千tと表示しています。

## ≡ ごみ処理基本計画の基本施策 ≡

地球環境に与える負荷を低減し、環境保全に貢献できる循環型社会を構築をめざすため、次の5つの柱を定めました。これらの柱のそれぞれについて、基本施策を実施します。

### 1. 2R（発生抑制・再使用）行動の浸透と三者協働による取組体制の確立



#### (1) 環境に配慮した行動の浸透

市民が、自発的に環境に配慮した生活スタイルを選択し、ごみ減量行動を実践するよう、環境やごみに関する啓発活動・情報提供を充実するとともに、環境学習・環境教育の推進を図ります。一人ひとりの環境への配慮を、より大きな行動につなげるために、地域におけるごみ減量化の取り組みを活性化します。

#### (2) 環境に配慮した事業活動の浸透

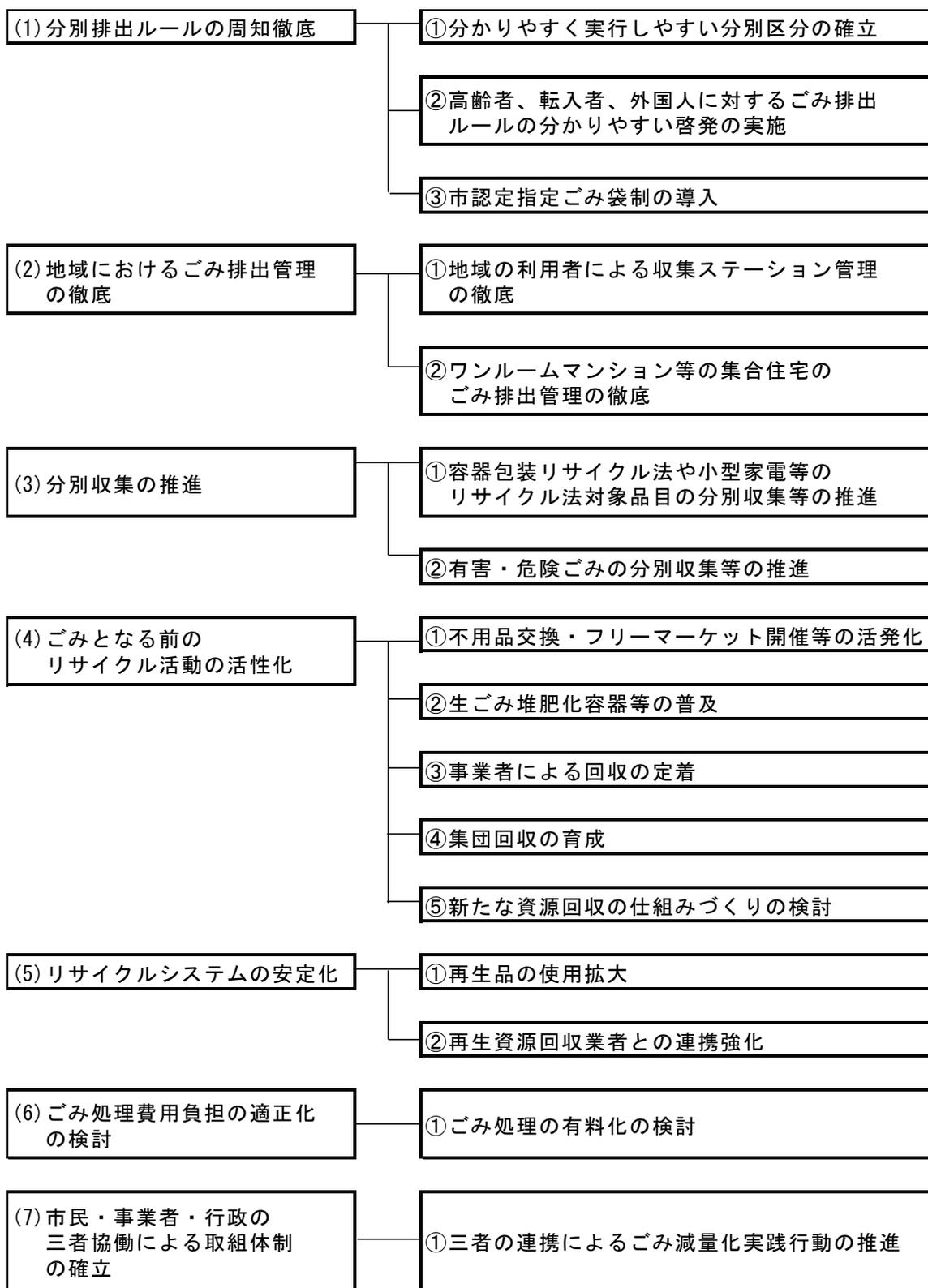
事業活動から排出されたごみの処理・リサイクルは排出者の責任であることの認識を高め、事業所による自主的なごみ減量化の取り組みを浸透するよう、啓発活動の充実を図ります。また、自らが排出するごみだけではなく、拡大生産者責任の原則に基づき、市民が排出する家庭系ごみの減量・適正処理に貢献する事業活動の浸透をめざします。

#### (3) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立

市民・事業者・行政の三者は相互に自立した関係の中で、ごみ減量化に対する立場別の課題や解決策について理解を深め、課題の解決に向けた連携を図る必要があります。また、三者の連携も強化する必要があります。

このため、三者が環境負荷の低減や資源の有効利用等の共通目的に向けて、様々な側面から解決策を話し合い、知恵を出し合う場と、実際に協働して取り組みを進めるよう本市がコーディネータ機能を発揮します。

## 2. リサイクルシステムの推進



### (1) 分別排出ルールの周知徹底

ごみ分別を実行することは、ごみ減量化の基本であり、必須の手段です。このため、分別や排出ルールを市民にわかりやすく伝えるため、分別区分の説明をできる限り分か

りやすくし、生活感覚に対応したものとします。一方、収集後の効率的なリサイクルや処理が可能となるように、収集対象以外の異物が混入しないように分別を徹底する義務が市民にはあります。このため、市認定指定ごみ袋制の導入を検討します。また、分別排出は1人1人が守るべき基本的な行動ですが、自治会等を通じて住民同士で排出ルールを教えあえるようなコミュニティを育てていきます。

## **(2) 地域におけるごみ排出管理の徹底**

収集ステーションは市内に約7千か所あり、それぞれの収集ステーションの利用者によって管理されています。利用者の意識や生活習慣によって、分別や排出日・時間等の排出ルールが徹底されていない場合があるため、地域単位でごみの分別と排出方法の周知徹底を進め、ごみ排出についての地域の自治を確立します。

## **(3) 分別収集の推進**

その他プラスチック製容器包装ごみについては、一定量のごみ減量効果が得られるものの、平成24年度審議会の「費用対効果を考慮し、熱リサイクルを継続使用とする答申」内容を十分に考慮し、また、高槻クリーンセンターの効率的な運用、収集運搬・選別保管に多額の経費を要するため費用対効果についても考慮した上で、分別収集の実施の有無について十分検討します。その他の品目については各種のリサイクル法に基づき分別収集を拡充します。また、有害・危険ごみの分別収集についても検討していきます。

## **(4) ごみとなる前のリサイクル活動の活性化**

本市は市民・事業者によるリサイクル活動が活性化するように、啓発活動や支援事業を行い、不用品交換・フリーマーケット、古紙等の集団回収、スーパーマーケット等での店頭回収、生ごみ堆肥化等、市民・事業者が主体となったリサイクル活動を活性化します。

## **(5) リサイクルシステムの安定化**

循環の輪の確立には、実際に回収を行う資源回収業者や再生を行う事業者との連携の強化や、再び商品として再生された製品の使用拡大を図ることが重要です。これらを推進することにより、リサイクルシステムの安定化を図ります。

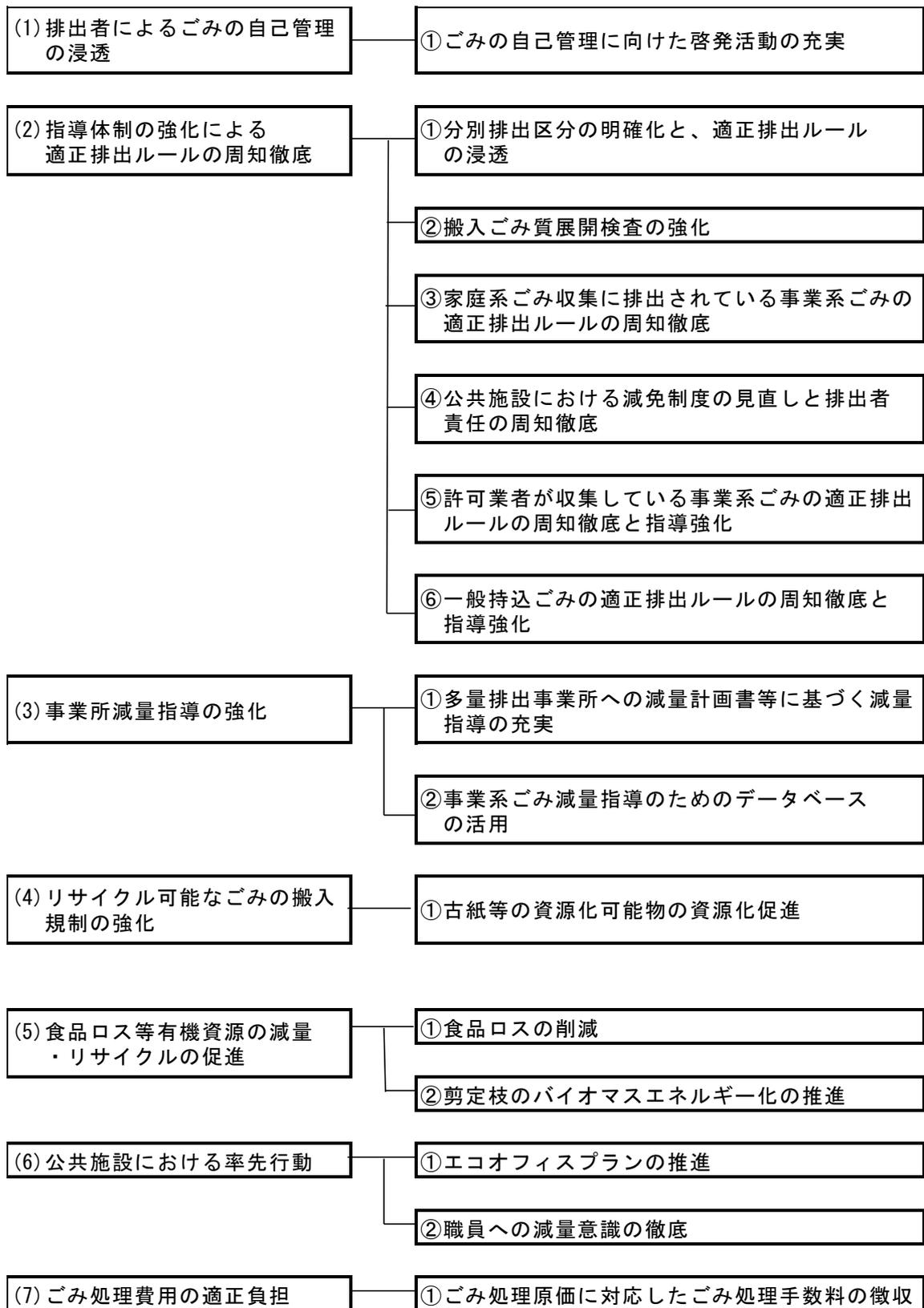
## **(6) ごみ処理費用負担の適正化の検討**

ごみの減量のためには、経済的動機付けが働く粗大ごみやその他の家庭ごみ収集の有料化が有効との指摘もありますが、近年ごみは減少傾向を示す一方で、消費税の増税や景気の停滞に伴い有料化の導入は市民生活へ与える影響も大きく、当面はごみ減量のための各種施策を実施し、減量目標値への達成状況等を踏まえた上で、周辺の都市の有料化の導入状況等を勘案しながら、慎重に検討していきます。

## **(7) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立**

リサイクルについても、本市がコーディネータ機能を発揮し、1.(3).①と同様の取組を展開します。

### 3. ごみの適正処理の推進



#### **(1) 排出者によるごみの自己管理の浸透**

事業活動から排出されるごみの処理責任は、排出事業者にあることを周知徹底し、ごみを排出する事業者が、ごみの発生段階から管理を徹底し、ごみの減量化に努めるように、啓発、指導を行います。

#### **(2) 指導体制の強化による適正排出ルールの周知徹底**

事業系ごみの適正排出ルールを排出事業者に浸透するため、許可業者に対して排出事業者の分別排出に対応できる収集体制の整備を指導します。さらに、行政の体制を拡充し、搬入ごみ質展開検査の強化と結果（情報）の活用を図るとともに、許可業者と連携して排出事業者へ適正排出ルールを周知徹底と指導強化を図ります。

#### **(3) 事業所減量指導の強化**

多量排出事業所（延べ床面積が3,000㎡以上又はごみ排出量が日量250kg以上）に対する減量指導体制を強化するとともに、事業系ごみの減量を推進します。

#### **(4) リサイクル可能なごみの搬入規制の強化**

高槻クリーンセンターに可燃ごみとして搬入されている、古紙類、剪定枝等のリサイクル可能なごみについては、近隣での民間施設による資源化物の受け入れ体制の整備状況、減量目標値の達成状況等を踏まえ、搬入条件を適宜見直し、その資源化の促進とごみ減量の推進を図ります。

#### **(5) 食品ロス等有機資源の減量・リサイクルの促進**

食品ロス削減のため、市民と事業者が相互理解を深め、食べ残しを少なくする取り組みを推進するとともに、リサイクルを推進していきます。剪定枝等の木質系廃棄物は、ペレット化してエネルギーとしての利用や堆肥化をさらに進めます。

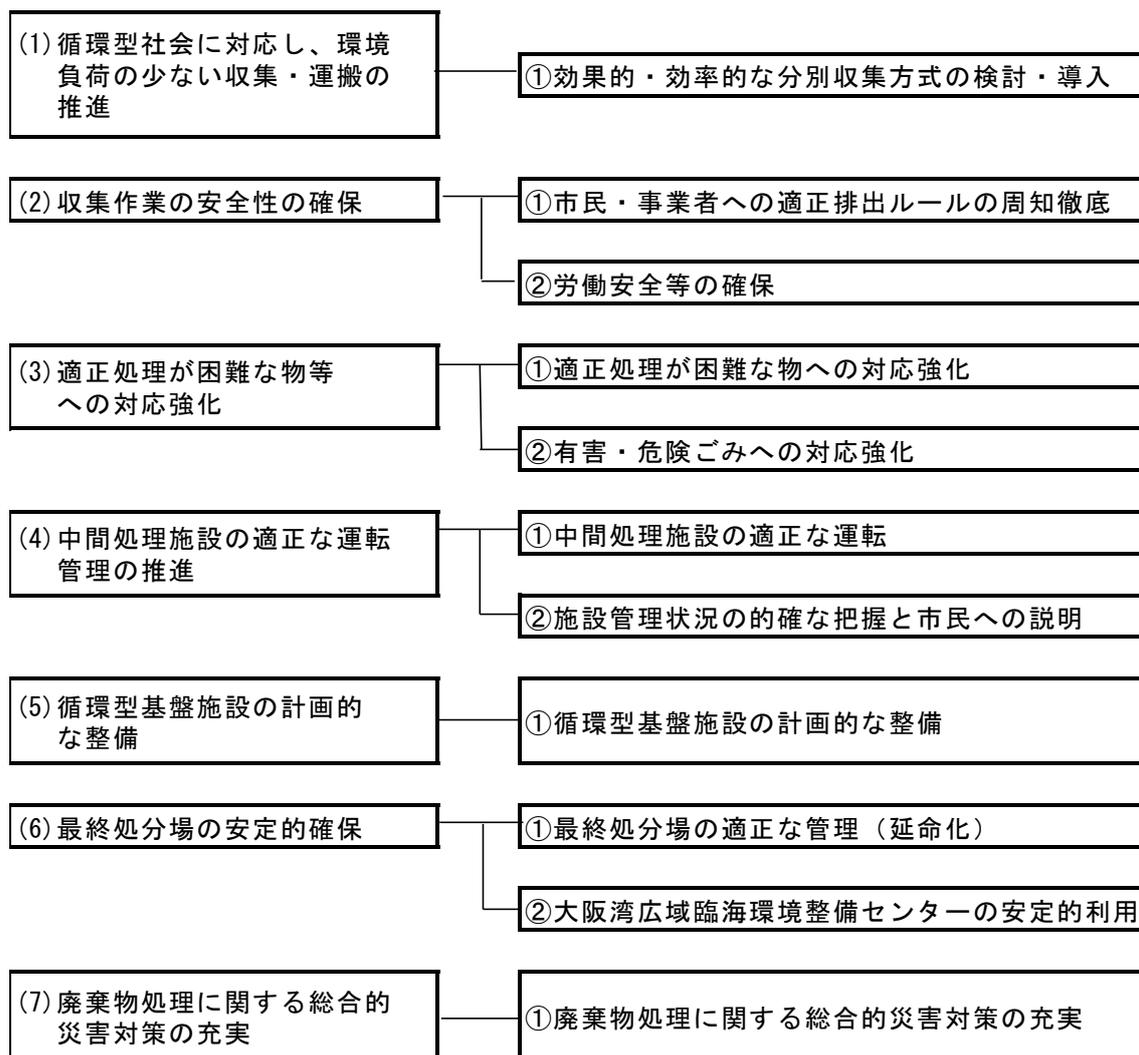
#### **(6) 公共施設における率先行動**

民間事業所の取り組みの手本となるよう、公共施設において、率先してごみ減量化・リサイクルを実践します。

#### **(7) ごみ処理費用の適正負担**

事業系一般廃棄物処理手数料については、現在、許可業者に対する減免制度の解消に向けて段階的な減免率の削減を行っており、近隣市の状況を勘案し、原価計算に基づいた処理手数料のあり方について検討していきます。

#### 4. 循環型処理システムの計画的な整備



### **(1) 循環型社会に対応し、環境負荷の少ない収集・運搬の推進**

循環型社会の形成のために、リサイクルと適正処理に向けた効果的・効率的な収集体制の整備を進めます。また、環境に配慮した収集機材導入の拡大等により環境負荷の低減に努めます。

### **(2) 収集作業の安全性の確保**

収集作業は、交通災害や危険ごみの爆発による車両火災、さらにはガラス片等の鋭利なものでの傷害、飛散するものでの身体汚染等、危険・不衛生な状況が生じやすい作業です。そこで、排出者である市民・事業者に対してごみ排出の適正化を求めるとともに、収集作業の安全性をより高めるため、分別状態の確認と安全点検を周知徹底し、収集作業の労働安全の確保に努めます。

### **(3) 適正処理が困難な物等への対応強化**

市の処理施設で適正処理が困難な物や有害・危険ごみについては、排出者責任や拡大生産者責任を求め、生産者等が回収等を行うことを原則とした対応を推進します。

### **(4) 中間処理施設の適正な運転管理の推進**

焼却・破砕を行っている第一工場、第二工場の適正な運転管理に努め、施設を円滑に運営します。処理に伴う環境への影響についての監視を行うとともに、データを公表します。

### **(5) 循環型基盤施設の計画的な整備**

現第一工場は、平成27年6月で稼働後35年を経過しました。このため、現在、平成31年3月の稼働をめざし、第一工場の更新事業(150t/日)に着手しています。第一工場更新事業完成後には、現第二工場が稼働後30年をむかえます。このため、今回策定する高槻市一般廃棄物処理基本計画の焼却処理量15%削減の目標を達成し、処理施設全体の安定的・効率的・経済的な運用を図ることを前提に、第二工場の次期基幹的整備について検討していきます。

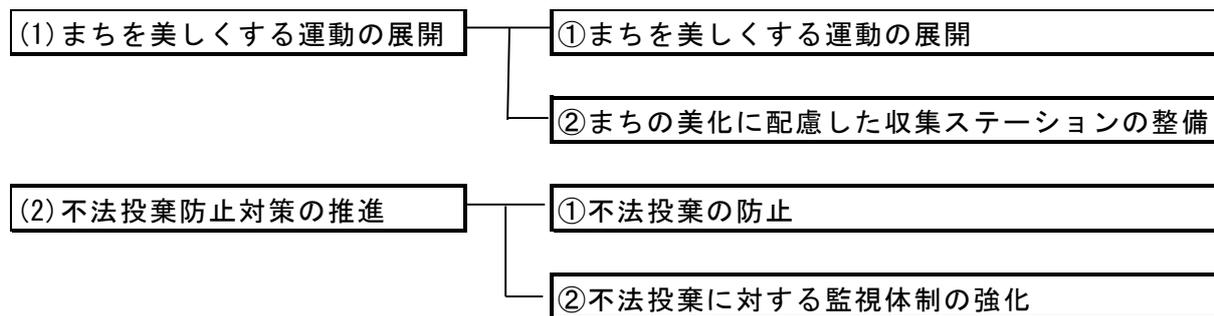
### **(6) 最終処分場の安定的確保**

広域最終処分場の安定的な確保を図るとともに、ごみ減量化の推進等により最終処分量の削減(最終処分場の延命化)に努めます。また、平成39年度に事業終了予定の大阪湾フェニックス計画事業について、新たな広域的最終処分場の安定的な確保を国・府等へ要望していきます。

### **(7) 廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実**

将来発生することが予想される大規模な地震や水害等に対して、災害廃棄物処理計画を策定します。また、震災時における収集作業、中間処理施設での運転維持のための対応マニュアルの充実等、総合的震災対策の充実を図ります。

## 5. 美しいまちづくりの推進



### (1) まちを美しくする運動の展開

市民団体・関係団体と市が連携し、平成18年4月に施行した「高槻市まちの美化を推進する条例」に基づき、まちを美しくする運動を展開します。また、まちの美化に配慮した収集ステーションの整備を促進します。

### (2) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄や散在性ごみを防止するため、市民への啓発を進めるとともに、自治会等地域、警察、道路管理者との連携による監視体制を強化します。

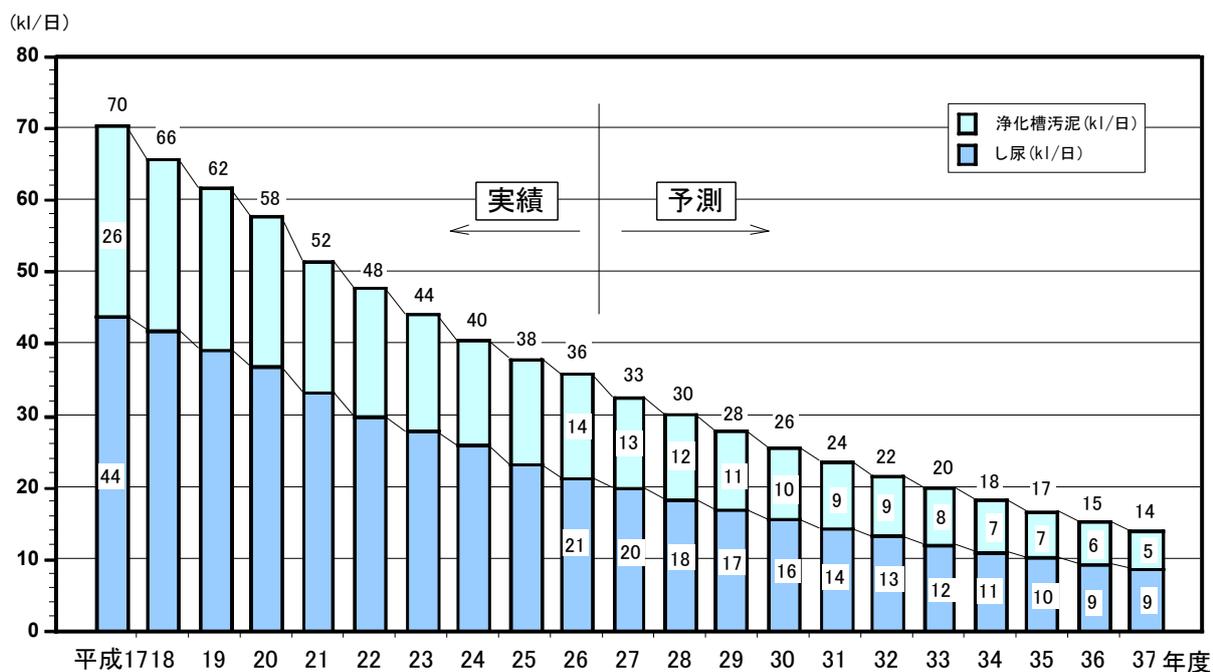
## 生活排水処理基本計画

### し尿・浄化槽汚泥発生量の予測

し尿・浄化槽汚泥については、平成17年度から26年度の10年間の日平均発生量の実績値の推移を傾向曲線式により近似させて、将来の日平均発生量を予測する方法で平成37年度のし尿・浄化槽汚泥発生量を予測しました。

将来のし尿・浄化槽汚泥発生量は図6のように予測しています。公共下水道の整備が進むにつれて、汚泥発生量は年々減少し、平成37年度には、し尿が日平均9k1/日、浄化槽汚泥が日平均5k1/日になり、合わせて14k1/日になると予想されます。

図6 し尿・浄化槽汚泥発生量の予測（日量）



### 生活排水処理計画

#### (1) 計画的な生活排水処理の推進

公共下水道整備地域においては、速やかに接続するよう指導していきます。

また、公共下水道整備計画区域外においては、平成28年度末まで引き続き、公設浄化槽事業による整備を推進していきます。なお、平成29年度以降につきましては、今後検討していく必要があります。

#### (2) 収集・運搬体制の整備と浄化槽の適正な維持管理の徹底

公共下水道の整備に伴うし尿・浄化槽汚泥の収集対象世帯の減少に応じた収集体制と

なるよう再編整備を行います。また、浄化槽に対しては、浄化槽の適正な維持管理に対する啓発・指導の強化等、適正な維持管理を管理者に指導していきます。

### **(3) ディスポーザー排水処理システムへの対応策の検討**

新規集合住宅の建設時に増加していくと予想されるディスポーザー排水処理システムへの対応策について、関係機関と調整し対応していきます。

### **(4) 公共下水道整備の推進に伴う高槻クリーンセンター分室の今後のあり方の検討**

下水道普及率はほぼ100%に達し、平成37年には高槻クリーンセンター分室におけるし尿・浄化槽汚泥発生量は14kl/日になると予想されます。このため、現有施設の今後のあり方について検討していく必要があります。

### **(5) 生活雑排水対策計画**

河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

### **(6) 災害時等の対応方策**

災害時等においてし尿の緊急の汲取りが必要な場合は、速やかに委託業者に汲取り要請を行います。また、必要に応じて近隣市町へ協力要請を行います。

## == 計画推進に向けて ==

■本計画に基づいた事業・施策の具体化のため、以下の計画を策定し、推進を図ります。

- 一般廃棄物処理実施計画（年度ごとの一般廃棄物処理計画）
- ごみ減量化推進計画（本基本計画の実施計画）
- 容器包装分別収集計画（3年ごとに見直す5年間の分別収集に関する計画）
- 施設整備に関する計画（ごみ処理施設建設工事（第一工場更新工事））
- 生活排水処理計画の推進（平成24～28年度の計画期間）

■計画を着実に推進するために、以下の条件を整備します。

- ①計画推進体制の拡充
- ②広域的連携の強化
- ③新たな社会経済システムの形成
- ④ごみ減量化・適正処理に関する情報収集・提供技術の充実
- ⑤新しい技術等に関する研究・開発の推進

■環境マネジメントシステムの考え方に基づいて、計画の進行管理を行います。

環境マネジメントシステムは、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を繰り返すことにより、目標達成状況を次期の取り組みに反映し、より高次の取り組みを進める環境管理手法です。本計画も、環境マネジメントシステムの考え方により、進行管理を行います。

本計画を実行した後に、施策や事業の実行状況の整理と成果の把握を行います。整理・把握した内容から、計画の進捗状況を点検・評価し、実施計画等の見直しを行います。

進捗状況の結果は、ホームページ等を利用して、市民、事業者が実践するごみ減量活動等の取り組みのめざすべき方向を共有化できるように、情報提供を行います。



**高槻市一般廃棄物処理基本計画**

平成27年12月

**高槻市産業環境部 資源循環推進課**

〒569-0021 高槻市前島3-8-1

TEL 072-669-1886

FAX 072-669-1961